

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会運賃等分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び伊賀市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）規約第11条の規定に基づき、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会運賃等分科会（以下「分科会」という。）に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 分科会は、次に掲げる事項について、専門的に協議・調整を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項
- (2) その他分科会が必要と認める事項

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(分科会長及び副分科会長)

第4条 分科会に、次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1名
- (2) 副分科会長 1名
- 2 分科会長は、委員の互選により定める。
- 3 副分科会長は、委員のうちから分科会長が指名する。

(職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

- 2 分科会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 分科会は原則として公開とする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 会議で協議が調った事項については、分科会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第9条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

(謝礼)

第10条 分科会の委員の謝礼は、協議会規約を準用するものとする。

(庶務)

第11条 分科会の庶務は、伊賀市地域力創造部公共交通課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年1月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月30日から施行する

別表（第3条関係）

伊賀市長又はその指名する者
運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
住民又は利用者の代表
国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する者